

## 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)申請について

この協力支援金は、**次の対象施設を管理する事業者が対象**です。

対象地域	石狩管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市 <u>以外の地域</u>	
対象施設	飲食店、カラオケ店、結婚式場	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで（特措法第24条第9項）
	2	【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで（特措法第24条第9項）
	3	「業種別ガイドライン」を遵守する（特措法第24条第9項）
要請期間	令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）（※） <b>遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です</b>	
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業・個人事業者 <b>1店舗1日当たり</b>の売上高に応じて、<b>1店舗毎に2.5～7.5万円/日</b> または、<b>1店舗1日当たり</b>の売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円/日</b></li> <li>●大企業 <b>1店舗1日当たり</b>の売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円/日</b></li> </ul>	

※ 協力開始が5月16日（日）よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、5月17日（月）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。なお、**5月19日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。**

### 北海道への申請概要

#### 【受付期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】

#### 【申請書類の郵送先】準備中

**※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。**

#### 【問い合わせ先】

- ・011-330-8399（～5/31）営業時間短縮等コールセンター【8:45～18:00 土日も対応】
- ・011-350-7377（6/1～）北海道感染防止対策協力支援金事務局

【8:45～17:30 6月は土日も対応】

※ 申請書類等は、以下のURLにて準備が整い次第順次公開します。

北海道のホームページ

(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

※ 現在、電子申請の準備をしておりますので、準備が整い次第、上記ホームページ内でお知らせします。